

阿久根市国土強靱化地域計画（概要版）

国土強靱化の基本的な考え方

◆計画の趣旨

平成 25 年 12 月 11 日、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が制定されるとともに、平成 26 年 6 月 3 日には「国土強靱化基本計画」（以下「国基本計画」という。）が策定され、また、鹿児島県は平成 28 年 3 月に「鹿児島県地域強靱化計画」（以下「県地域計画」という。）を策定したところである。その後、国基本計画は、近年の災害から得られた貴重な教訓や社会情勢の変化等を踏まえ、平成 30 年 12 月に見直しが行われた。

鹿児島県においても、国基本計画の見直し等を踏まえ、令和 2 年 3 月に県地域計画を見直し、地域強靱化の歩みの加速化・深化を図ることとしたところである。

阿久根市国土強靱化地域計画（以下「市地域計画」という。）は、このような状況を踏まえ、今後の本市の強靱化に関する施策を国基本計画や県地域計画との調和を図りながら、国、県、民間事業者など関係者相互の連携のもと、総合的、計画的に推進するために策定するものである。

◆計画の位置付け

市地域計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、阿久根市まちづくりビジョンとの調和を図るとともに、地域強靱化の観点から、本市における様々な分野の計画等の指針となるものである。

基本目標

- (1) 人命の保護が最大限図られること。
- (2) 市の重要な機能が致命的な障がいを受けず維持されること。
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること。
- (4) 迅速な復旧復興が図られること。

事前に備えるべき目標

- (1) 直接死を最大限防ぐ。
- (2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。
- (3) 必要不可欠な行政機能は確保する。
- (4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。
- (5) 経済活動を機能不全に陥らせない。
- (6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。
- (7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。
- (8) 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

想定する災害

大雨による浸水・土砂災害、台風による風水害、地震・津波災害

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

対象とするリスク及び本市の特性を踏まえ 34 の「起きてはならない最悪の事態」を設定

1. 直接死を最大限防ぐ	
1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
2-3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
2-4	帰宅困難者の発生、混乱
2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生、劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生
3. 必要不可欠な行政機能は確保する	
3-1	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5. 経済活動を機能不全に陥らせない	
5-1	供給連鎖（サプライチェーン）の寸断等による地元企業の生産力低下
5-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
5-3	物流機能等の大幅な低下
5-4	食料等の安定供給の停滞
5-5	異常渇水等による用水供給途絶に伴う生産活動への甚大な影響
6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	
6-1	ライフライン（電気、ガス、上水道等）の長期間にわたる機能停止
6-2	地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
6-3	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	
7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生

7-3	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
7-4	ため池、ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
7-5	有害物質の大規模拡散・流出
7-6	農地・森林等の被害の拡大
8. 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
8-6	風評被害、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

市地域計画の推進方針

8つの目標に照らして必要な対応を12の施策の分野ごとに分類して取りまとめた推進方針を設定

個別政策分野（8分野）ごとの推進方針

① 行政機能／消防等／防災教育等	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設の耐震化の促進 ・ 防災訓練や防災教育等の推進 ・ 資機材の充実強化及び各種災害訓練の継続実施 ・ 消防団や自主防災組織等の充実強化 ・ 防災拠点の整備（新たな道の駅（サンセット牛之浜景勝地整備計画の推進） ・ 行政機関の機能低下の防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防の体制等強化、災害派遣チーム等の人材の養成・確保 ・ 電力供給遮断時の電力確保 ・ 小・中学校の避難所の老朽化対策 ・ 情報伝達手段の多様化 ・ 市の人員確保・体制整備 ・ 災害時の対応力向上のためのコミュニティ力強化 ・ 文化財の保護管理 など
② 住宅・都市	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅・建築物の耐震化の促進 ・ 造成宅地の防災・減災対策の促進 ・ 多数の者が利用する建築物の耐震化の促進 ・ 空家等の適正管理、利活用及び解体撤去の推進 ・ 避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化の促進等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ がけ地等に近接する危険住宅の移転促進 ・ 水道施設の耐震化等の推進 ・ 応急給水体制の整備 ・ 都市公園事業の推進 ・ 災害時における迅速な応急仮設住宅の建設 など
③ 保健医療・福祉	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療・社会福祉施設の耐震化 ・ 食料及び飲料水等の備蓄の推進 ・ 備蓄物資の供給体制等の強化 ・ ドクターヘリの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療救護活動における関係機関との協力体制の構築 ・ 感染症の発生・まん延防止 ・ 新型コロナウイルス感染症対策 など
④ 産業（エネルギー、情報通信、産業構造）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信機能の耐災害性の強化等 ・ 企業におけるBCP策定等の支援情報の周知等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災拠点等への再エネ設備等の導入支援 ・ 商工会議所と市が共同で策定する事業継続力強化支援計画の認定

⑤	交通・物流 <ul style="list-style-type: none"> 交通施設、沿線・沿道建築物の耐震化 避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化の促進等 高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備推進 物資輸送ルート確保 	<ul style="list-style-type: none"> 港湾・漁港施設の耐震・耐波性能等の強化 道路の防災対策の推進 防災インフラの整備 建設関係団体との応急復旧体制の強化、建設業における防災・減災の担い手確保・育成 <p style="text-align: right;">など</p>
⑥	農林水産 <ul style="list-style-type: none"> 農林道・農林道橋の保全対策の推進 農業水利施設等の保全対策の推進 農業用ため池の防災対策 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な森林整備の推進 農地浸食防止対策の推進 鳥獣被害防止対策の推進 <p style="text-align: right;">など</p>
⑦	環境 <ul style="list-style-type: none"> し尿処理施設の防災対策の強化 有害物質の流出対策等 ストックヤードの確保 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定の締結 災害廃棄物処理計画の策定
⑧	国土保全／土地利用 <ul style="list-style-type: none"> 海岸堤防等の老朽化対策の推進 海岸防災林の整備 水門、樋門等の操作等 河川改修等の治水対策 ダムの補強対策等の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 治山事業の推進 土砂災害対策の推進 浄化槽台帳システムの整備等 浸水対策、流域減災対策 <p style="text-align: right;">など</p>
横断的分野（４分野）ごとの推進方針		
①	リスクコミュニケーション <ul style="list-style-type: none"> 自助、共助、公助の理念に基づく、あらゆる主体が連携・協働した自発的な取組の促進 身を守る避難行動の取り方等（マイ・タイムライン）作成やその不断の見直し、継続的な防災訓練や防災教育等の推進、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定等の促進など、全ての世代を通じて生涯にわたり国土強靱化に関する教育、訓練、啓発を実施し、強靱な地域社会を構築 復興事業を円滑に事項できる環境の整備促進及び防災ボランティア等による主体的な活動の促進 「自助」、「共助」の取組を「公助」と連携して更に拡大させ、防災力を高めるための普及啓発・連携の取組を展開及び地域強靱化への市民意識の向上の促進 個人や家庭、地域、企業、団体等における地域強靱化への投資や取組を促進するための普及・啓発、情報提供等 	
②	人材育成 <ul style="list-style-type: none"> 各種の実践的な訓練等を通じた防災機関における人材の育成の推進 地域に精通した建設業の技能労働者等民間事業者の人材の確保・育成 地域社会等における指導者・リーダーなどの人材育成 	
③	官民連携 <ul style="list-style-type: none"> 災害対応に係る官民連携の促進 防災ボランティア活動の円滑化・効率化に向け、関係機関との連携体制の構築 	
④	老朽化対策 <ul style="list-style-type: none"> 市有施設等について保有の必要性を検証し、適切で計画的な維持管理、長寿命化等に努める。 点検・診断の結果や対策履歴等の情報を適切に管理・蓄積し、活用するメンテナンスサイクル構築の推進 	

指標の設定

推進方針で示した本市の取組の進捗状況を把握するための指標を次のとおり設定

No	指標名	現 状	目 標	リスクシナリオ
1	防災拠点施設の耐震化率	59.09% (H26)	100%	1-1, 1-3, 2-2, 2-3, 2-6, 3-1
2	学校施設の耐震化	100%	100%	1-1, 1-3, 2-2, 2-3, 2-6, 3-1
3	学校施設等長寿命化改修を踏まえた改修棟数（改修計画の進捗）	—	6 棟	
4	公営住宅の耐震化	96.0%	100%	1-1, 2-6, 3-1, 7-3
5	都市公園修繕率	43.2%	50.0%	7-1
6	危険空き家の解体件数	34 件	72 件	1-1, 7-3
7	自主防災組織率	83.6%	90.0%	1-2, 2-3, 4-2, 7-1, 8-4
8	緊急消防援助隊の組織化	組織化	組織化	1-2, 1-3, 1-4, 1-5, 2-2, 2-3, 5-2, 7-1, 7-2, 7-4, 7-5
9	消防団員充足率	—	95%以上	1-2, 2-3, 7-1
10	住宅用火災警報器設置率	90.0% (H30)	95.0%	1-2, 7-1
11	ハザードマップ（防災マップ）の作成	作成	更新	1-3, 1-4, 1-5, 7-4
12	南海トラフ地震防災対策推進計画の策定	未策定	策定	1-3
13	道路改良率	65.2%	65.8%	2-1, 2-2, 5-1, 5-3, 5-4
14	管理橋梁修繕率	32.60%	54.35%	
15	管理橋梁修繕率（林道）	0%	100%	
16	備蓄計画の目標数量の達成率	100%	100%	2-1, 2-4, 5-4
17	受援計画の策定	未策定	策定	2-1, 3-1, 5-4
18	管路更新率（水道）	45.02%	45.75%	2-1, 5-5, 6-1
19	避難所運営マニュアルの策定	未策定	策定	2-6
20	光ファイバ整備率	91.03%	100%	2-3, 4-1
21	業務継続計画（BCP）の見直し	策定	更新	3-1
22	汚水処理人口普及率	54.76%	66.90%	6-1
23	農業用ため池（防災重点ため池）の耐震化	0%	100%	7-4
24	有害鳥獣捕獲頭数	1,088 頭 (H30)	1,100 頭	7-6
25	災害廃棄物処理計画策定	未策定	策定	8-1
26	区加入率	83.0%	86.0%	8-4

※原則、現状値は令和元年度（2019年度）、目標値は令和6年度（2024年度）、それ以外は、（ ）にて表記

本地域計画の推進と見直し

◆他の計画等の必要な見直し

市地域計画で示された指針に基づき、他の計画等については、必要に応じて所要の検討を実施、市地域計画と整合性を図る。

◆不断の見直し（計画期間）

中長期的な展望を描きつつ、今後の地域強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化や、国全体の強靱化政策の推進状況等に応じた施策の推進が必要となることから、市地域計画の推進期間はおおむね5年間（令和2年度から6年度まで）とする。

◆市地域計画の進行管理

P D C A（P l a n - D o - C h e c k - A c t i o n）サイクルにより行うこととし、毎年度、指標や各施策の進捗状況を踏まえながら検証を行い、必要に応じて見直しを図る。